

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年10月 石巻市

1 現状

(1) 職員数の推移

平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日
279人	267人	255人

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	公務員									
	石巻市					宮城県				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
全体	46.3歳	255人	291,300円	314,000円	310,300円	49.1歳	381人	339,500円	384,544円	366,139円
うち清掃職員	46.9歳	21人	306,900円	327,300円	327,300円					
うち学校給食員	45.8歳	48人	294,200円	318,800円	316,800円	52.0歳	5人	377,500円	397,820円	391,333円
うち用務員	46.7歳	69人	293,900円	313,500円	311,100円	47.3歳	163人	321,500円	361,482円	350,766円
うち自動車運転手	46.3歳	7人	324,800円	375,000円	346,900円	54.9歳	51人	395,500円	447,546円	427,348円
うち電話交換手	34.0歳	3人	238,300円	241,000円	241,000円	52.1歳	22人	369,200円	415,414円	379,651円
うちその他	45.5歳	107人	284,600円	307,600円	307,600円					

区分	公務員				民間				
	国(行政職俸給表(二))				賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全体	48.8歳	5193人	287,094円	320,514円					
うち清掃職員					廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円		
うち学校給食員					調理士	41.8歳	240,500円		
うち用務員					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手					自家用乗用自動車運転手	50.4歳	166,800円	300,844円	242,883円
うち電話交換手									331,590円
うちその他									

[注釈]

- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「石巻市」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における基本給と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 「その他」の職種には、衛生技手、土木技手、機関士などが含まれます。
- 宮城県のデータは、平成20年3月31日現在「平成19年度県職員給与のあらまし」において公表されている数値を記載しています。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(H16～18の3年平均)
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 職種ごとの年齢別の人数(平成19年4月1日)

	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
	全体			2	13	24	29	38	35	22	43	49	
うち清掃職員				1	1	2	6		2	4	5		21
うち学校給食員				4	3	4	9	8	2	10	8		48
うち用務員			1	3	8	6	8	9	5	9	20		69
うち自動車運転手						2	1	1	1		2		7
うち電話交換手				1		2							3
うちその他			1	4	12	13	14	17	12	20	14		107

(4) その他給与に関する事項

給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)に完全準拠したものとなっています。

手当

主な手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等で一般職の例により支給しています。
なお、特殊勤務手当については次のとおりです。

手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給額
火葬作業従事手当	斎場に勤務する職員	火葬作業に従事	月額 8,800円
除雪業務手当	施設維持事務所に勤務する職員	勤務時間外において除排雪等の業務に従事	日額 550円
災害業務手当	全職員	屋外で災害業務に従事	日額 550円

昇給基準

毎年、1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える職員は2号給に抑制)を標準として昇給します。

なお、平成21年度まで1号給抑制しており、3号給(57歳を超える職員は1号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

(1) 退職者不補充

労務職員の採用については、「定員適正化計画」に基づき、退職者に対して不補充とし、新規の採用は行わないこととしています。

(2) 給与体系の見直し

国家公務員の行政職俸給表(二)に準じていくことを基本に、宮城県、他の地方公共団体の動向を踏まえ適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

(1) これまでの取組内容

給与構造改革の実施

- ・労務職給料表を国家公務員の行政職俸給表(二)に完全準拠【平成18年度】
- ・57歳を超える職員の昇給抑制【平成18年度】
- ・退職時特別昇給制度の廃止【平成18年度】
- ・一般職に合わせて諸手当の見直しを実施
- ・通勤手当の支給区分及び住居手当の支給対象の見直しを図り、国に完全準拠【平成18年度】
- ・ごみ収集業務に従事していた職員に支給していた不快樂務手当を廃止【平成18年度】
- ・施設の統廃合や民間委託等の推進
- ・雄勝給食センターを河北給食センターに統合【平成18年度】、桃生給食センターを河南給食センターに統合【平成19年度】
- ・ごみ収集業務の一部民間委託の実施【平成18年度】

(2) 今後の取組内容

行財政改革集中プランに基づき次のような取組を進めることにより、一般職員も含めた職員数の抑制を図っていきます。

組織機構の見直しを図りつつ、退職時においては不補充とします。

給料表及び各種手当については、国公準拠を基本とし、宮城県や近隣市町村との均衡を図りながら随時見直しを行っていきます。

サービスの維持向上に留意しながら民間委託や指定管理者制度の活用を積極的に推進していきます。